

伊達市データ駆動型スマート農業推進事業補助金

(環境測定装置購入補助) の流れ

事柄	内容
交付申請書の提出 [申請者→市]	データ駆動型スマート農業推進事業補助金交付申請書(様式第1号)には、次の書類を添付してください。 [添付書類] (1) 導入予定の環境測定装置に係る2者以上の見積書 (2) 導入予定の環境測定装置のカタログ又はパンフレット (3) 市税等の完納証明書 (4) キュウリ又はイチゴを生産していることが分かる書類 【一例】納品書、生産者情報が記載された書類(生産証明書、契約書、出荷伝票など)、農業団体への加入書類、栽培記録、販売記録など (5) 情報提供同意書(様式第2号)
交付決定 [市→申請者]	申請書類の審査後、助成が適当と認められた場合は、補助金等交付決定通知書を送ります。
購入手続き・支払い [申請者→市]	上記の「補助金等交付決定通知書」が届いた後に、業者と契約書を取り交わし、購入手続きをしてください。 交付決定日以前に着手したものは原則認められませんのでご注意ください。 事業内容に変更(軽微な変更を除く)が生じた場合は、変更の手続きが必要です。お早めにご相談ください。
実績報告兼請求書の提出 [申請者→市]	事業が完了したときは、完了した日から20日以内にデータ駆動型スマート農業推進事業補助金実績報告書兼補助金交付請求書(様式第4号)に次の書類を添付して報告してください。 [添付書類] (1) 購入した環境測定装置等の領収書の写し (2) 購入した環境測定装置等の全体写真 (3) 振込口座の通帳の写し
補助金確定 [市→申請者]	書類確認の上、補助金等交付額確定通知書【様式第9号】を送付します。 交付請求書受付後、3週間程度後に指定口座に補助金をお振込みします。

注意事項

1. 予算の上限に達した場合は、予告なく申請受付を終了します。
2. 環境測定装置等の支払いは、令和9年1月29日までに完了してください。
3. 既に購入された環境測定装置等は、対象になりません。補助金等交付決定通知書が届いた後に、契約や購入の手続きを行ってください。
4. 購入を中止または変更(軽微な変更を除く)した場合は、速やかに補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書【様式第4号】を提出してください。
5. 環境測定装置等の支払い後、データ駆動型スマート農業推進事業補助金実績報告書兼補助金交付請求書(様式第4号)の提出が必要になります。